

食品安全委員会
食品健康影響評価技術研究委託要綱

平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定
平成23年3月30日最終改正

第1 総則

食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について（平成23年2月7日食品安全委員会調査・研究企画調整会議決定。以下「実施について」という。）及び食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定。（以下「実施要領」という。））に定める食品健康影響評価技術研究（以下「研究」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

第2 研究の趣旨、実施方法等

研究を実施する際は、「実施について」第2、第5及び第6並びに実施要領第1、第2及び第5から第7に掲げる研究の趣旨、実施方法等を遵守すること。

第3 委託契約の締結

研究は、研究課題の決定後、分任支出負担行為担当官である食品安全委員会事務局長（以下単に「分任支出負担行為担当官」という。）と当該研究課題の応募を行った実施要領第3の2（1）に規定する主任研究者の所属する研究機関の長又は実施要領第3の2（2）に規定する主任研究者に相当する者（以下「受託者」という。）との間で委託契約を締結することにより実施するものとする。

第4 委託の申入れ

分任支出負担行為担当官は、委託事項、委託金額等を明記した文書に、この要綱及び実施要領の写しを添えて受託者に申し入れるものとする。

第5 承諾の通知

受託者は、前条の申入れを承諾したときは、当該申入れを受けた日から起算して14日以内に、別記様式第1号の請書正副2部及び別記様式第2号の委託研究実施計画書正副2部を食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）を経由して分任支出負担行為担当官に提出するものとする。

第6 再委託

受託者は、あらかじめ事務局長を経由して分任支出負担行為担当官の承認を受けた場合には、当該研究の一部を第三者に再委託することができる。

第7 委託研究実施計画書の変更承認

受託者は、第5に規定する委託研究実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部を事務局長を経由して分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

第 8 研究委託費の配分の変更承認

受託者は、研究委託費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第 4 号の研究委託費配分変更承認申請書正副 2 部を事務局長を経由して分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする経費のうちいずれか低い経費の額の 20%以内で、別記様式第 2 号の委託研究実施計画書の内容の変更を伴わない変更については、この限りでない。

第 9 研究委託費の支払

研究委託費は、国の会計に関する法令に規定する所定の手続を経て、支払計画額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

第 10 研究委託費の請求

受託者は、第 9 の規定により概算払を受けようとするときは、別記様式第 5 号の研究委託費概算払請求書正副 2 部を事務局長を経由して官署支出官内閣府大臣官房会計課長（以下単に「支出官」という。）に提出するものとする。

第 11 研究委託費の目的外使用の禁止

受託者は、研究委託費を研究の目的以外に使用してはならない。

第 12 研究委託費の実績報告

受託者は、研究が終了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い時期までに、別記様式第 6 号の委託研究実績報告書正副 2 部を事務局長を経由して分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

第 13 研究委託費の精算

受託者は、研究の終了後速やかに、別記様式第 7 号の研究委託費精算払請求書正副 2 部に別記様式第 8 号の研究委託費支出内訳書正副 2 部及び当該研究に要した経費の証拠書類の写しを添えて、事務局長を経由して支出官に提出しなければならない。

第 14 研究の中止等

- 1 受託者は、やむを得ない理由により研究を遂行することが困難になったときは、事務局長と協議した上で、速やかに、別記様式第 9 号の委託研究中止（廃止）申請書正副 2 部を事務局長を経由して分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定により研究の中止又は廃止が承認されたときは、研究委

託費の精算をしなければならない。

第 15 監査等

分任支出負担行為担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し、研究の実施状況及び結果並びに経理状況について報告書若しくは資料の提出を求め、又は実地監査を行うことができる。

第 16 経費の経理

受託者は、研究に係る経費を他の経費と区分して経理しなければならない。

第 17 収支簿等

受託者は、研究に係る経費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、受領書等経費の収支を証明する書類を整理し、保存しなければならない。

第 18 研究の実施状況等の発表等

- 1 受託者は、研究の実施状況及び結果の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、研究の成果である旨を明記しなければならない。
- 2 受託者は、研究の完了後 5 年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷 1 部を添えて、その旨を事務局長を経由して速やかに、分任支出負担行為担当官に届け出なければならない。

第 19 研究委託費の返還

分任支出負担行為担当官は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、研究委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 請求につき不正の事実があった場合
- (2) 研究の全部又は一部を廃止した場合
- (3) 研究の全部又は一部を遂行する見込みがなくなった場合
- (4) 第 7 から第 9 まで、第 12、第 15 又は第 16 の規定に違反した場合
- (5) 正当な理由がなく、第 15 に規定する実地検査等を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 正当な理由がなく、研究を実施するに当たって分任支出負担行為担当官が行った指示に違反した場合
- (7) 研究委託費に残額が生じた場合

第 20 特許権等

受託者は、研究に係る研究の成果の中に、委託契約書に記載されている特許権等又は特定特許権等が含まれるときは、次に掲げる必要な書類正副2部を提出するものとする。

- (1) 確認書（別記様式第10号）
- (2) 特許権等出願通知書（別記様式第11号）
- (3) 特許権等通知書（別記様式第12号）
- (4) 著作物通知書（別記様式第13号）
- (5) 特定特許権等譲渡事前協議書（別記様式第14号）
- (6) 特定特許権等実施許諾事前協議書（別記様式第15号）
- (7) 特定特許権等放棄事前協議書（別記様式第16号）

第21 雑則

分任支出負担行為担当官及び受託者は、委託契約の内容について疑義のあるときは、その都度両者により協議した上で決定するものとする。

第22 附則

この要綱は、平成17年5月18日から施行する。

別記様式第1号（第5関係）

番 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官
食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)

住 所

氏 名

印

請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により申入れのあった「〇〇〇〇〇〇」
委託研究については、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱（平成17年5
月18日食品安全委員会事務局長決定）の定めるところにより、お請けします。

別記様式第2号（第5関係）

平成〇〇年度「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」委託研究実施計画書

分任支出負担行為担当官
 食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
 住 所
 氏 名

印

- 1 研究内容
 研究方針（研究目標）及び研究内容
- 2 研究実施期間
 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 担当主任研究者（又は主任研究者に相当する者）
 （氏名）
- 4 研究成果報告の方法
 受託者が研究を終了したときは、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領第11による実績報告書2部を作成し、食品安全委員会事務局長に平成〇〇年〇〇月〇〇日までに報告する。（研究実施期間の終了日を記入すること。）
- 5 収支予算

収入の部

区 分	予算額（円）	備考（積算内訳）
国庫委託費	〇〇〇〇〇〇	うち消費税及び地方消費税の額 円
計		

支出の部

区 分	予算額（円）	備考（積算内訳）
直接経費		物品費 円 人件費・謝金 円 旅費 円 その他 円
間接経費		直接経費の30%以内
再委託費		再委託〇件
消費税等相当額		円
計		

(注) 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じて説明を付すこと。

6 物品購入計画（物品の購入計画がある場合）

品名	規格	員数	購入予定		使用目的	備考
			単価	金額		

- (注) 1. 記載する物品は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えるものとする。
 2. 研究を行う施設に既設されていると考えられる備品及び当然施設で整備しなければならない備品は、対象外とする。

7 支払計画（概算請求限度額）

第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期

8 再委託計画

- (1) 再委託業務名
別紙のとおり
- (2) 再委託する理由
別紙のとおり
- (3) 再委託先
名称
住所
(代表者)
担当研究者
(別紙のとおり)
- (4) 再委託の内容、再委託の限度額
別紙のとおり
- (5) 再委託の期間
開始(予定) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
完了 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (6) 再委託の結果報告及び取扱い
結果の報告は、報告書によるものとする。

別 紙

平成〇〇年度 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 委託研究実施計画変更承認申請書

1. 研究内容

区 分	当初実施計画	変更後実施計画	備 考

変更理由

別 紙 2

委託費経費配分変更承認申請書

2. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考
				(積算)
計				

別 紙

平成〇〇年度 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 委託研究委託費配分変更承認申請書

委託費配分変更承認申請書

1. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考
				(積算)
計				

変更理由

支出の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
計					

- (注) 1 備考欄には、精算の内訳を記載すること。
 2 再委託先がある場合には、契約書の写しを添付すること。

5 物品購入実績 (物品を購入した場合)

品 名	規 格	員 数	購 入 実 績		使用目的	備考
			単 価	金 額		

- (注) 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する物品は、物品購入計画の場合と同様とする。

確 認 書

番 年 月 日 号

食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、内閣府大臣官房会計担当参事官（以下「甲」という。）に対し、下記の事項を約束する。

記

- 1 乙は、甲からの委託を受けて行う平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究に関する研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特定特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特定特許権等を相当期間（明確な期日を希望する場合には3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特定特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

別記様式第 1 1 号 (第 2 0 関係)

特許権等出願通知書

番 年 月 号 日

食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく研究項目「 」について、下記
のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第 1 7 条の規定により、下記のと
おり通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願等に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

別記様式第12号（第20関係）

特許権等通知書

番 年 月 号 日

食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく研究項目「 」に係る特許権等の登録等の状況について委託契約書第17条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

別記様式第13号（第20関係）

著作物通知書

番
年 月 日
号

食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく研究項目「 」に係る著作物について委託契約書第17条の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

別記様式第14号（第20関係）

平成 年度「〇〇〇〇〇〇」委託研究に係る特定特許権等譲渡事前協議書

番 号
年 月 日

食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名
印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第18条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を譲渡する相手方
- 3 特定特許権等を譲渡する比率
- 4 特定特許権等を譲渡する理由
- 5 特定特許権等を譲渡することによる見込まれる効果
- 6 特定特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ① 相手先
 - ② 実施期間
 - ③ 許諾料収入

(添付書類)
譲渡契約書（案）（写）

別記様式第15号（第20関係）

平成 年度「〇〇〇〇〇〇」委託研究に係る特定特許権等実施許諾事前協議書

番 号
年 月 日

食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名 印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第19条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特定特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特定特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特定特許権等を実施許諾する理由
- 5 特定特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ① 相手先
 - ② 実施期間
 - ③ 許諾料収入
- 9 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承認の有無（添付書類）
 1. 実施契約書（案）（写）
 2. 実施料算定内訳書（写）
 3. 実施に係る事業計画書（写）

別記様式第16号(第20関係)

平成 年度「〇〇〇〇〇〇」委託研究に係る特定特許権等放棄事前協議書

番 号
年 月 日

食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名
印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第20条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を放棄する理由
- 3 特定特許権等の放棄予定年月日
- 4 特定特許権等登録年月日
- 5 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ① 相手先
 - ② 実施期間
 - ③ 許諾料収入
- 6 特定特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無